

**令和8年度
会津若松市会計年度任用職員（補助員）
中央保育所労務補助員
選考試験受験案内**

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期中で任用される職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和9年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。

また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

1 申込受付期間：随時

受付は8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

【選考について】

- ・ 募集期間中であっても、応募があった場合は、その都度、選考を行います。
- ・ 選考の結果、採用が決定した場合は、その時点で募集を終了します。

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

(1) 試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	職務内容	勤務時間	採用予定人数
労務補助員	施設内及び敷地周辺の整備及び清掃業務、施設等の修繕業務	週5日 1日7時間勤務	1名

(2) 任期

採用の日から令和9年3月31日まで

3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(拘禁刑・・・令和7年5月31日までは禁錮と読み替えます)

イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 以下の受験資格のいずれかに該当する者

ア 保育所等で労務員として従事した経験がある者

イ 労務員の業務等に従事する意欲がある者

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
経歴審査	労務補助員としての職務や経験等の有無についての審査
面接試験	労務補助員としての資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
経歴審査	事前提出	面接後14日以内に合否を通知します
面接試験	随時 会津若松市中央保育所 (会津若松市花春町2番1号)	

6 受験申込方法

ハローワークを通してご連絡の上、「受験申込書」「誓約書」に必要事項を記入し、紹介状とあわせて会津若松市役所こども保育課に提出してください。後日、面接日等をお知らせします。

7 合格者の採用

採用日の目安として、採用の決定から1～2ヶ月後を予定しています。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。

※令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本職種の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしております。

このため、受験申込時において提出いただく誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

8 報酬

1月当たりに支給される目安額 180,075円（予定）	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。 任期中の昇給はありません。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬等が、それぞれ支給条件に応じて支給されます。

9 勤務場所・勤務時間・休暇等

- (1) 勤務場所は、中央保育所（会津若松市花春町2番1号）です。
- (2) 勤務時間は、以下の表の勤務区分の中で定まります。
- (3) 休憩時間は、勤務時間の途中において所属長が定める60分間の時間です。
- (4) 任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
- (5) 条件に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険の適用があります。
- (6) 信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。

勤務の区分	勤務時間	
月曜日から土曜日まで	第1勤務	午前7時45分から午後3時45分まで
	第2勤務	午前8時から午後4時まで
	第3勤務	午前8時15分から午後4時15分まで
	第4勤務	午前8時30分から午後4時30分まで
	第5勤務	午前9時から午後5時まで
	第6勤務	午前9時15分から午後5時15分まで
	第7勤務	午前8時30分から午後零時まで

10 その他

- (1) この試験で労務補助員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (2) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (3) 申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4) その他、不明な点は会津若松市役所こども保育課にお問い合わせください。

会津若松市役所こども保育課保育グループ
（本庁舎2F）

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242（39）1239

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>